

学位審査取扱細則

目次

- 第1条 (趣旨)
- 第2条 (定義)
- 第3条 (学位審査の申請資格)
- 第4条 (予備審査)
- 第5条 (博士論文の申請等)
- 第6条 (博士論文等の提出)
- 第7条 (審査手数料)
- 第8条 (博士論文等の受理及び審査)
- 第9条 (審査委員会)
- 第10条 (公聴会)
- 第11条 (課程博士の試験)
- 第12条 (論文博士の学力の確認)
- 第13条 (審査結果の報告等)
- 第14条 (学位の英語名称)
- 第15条 (審査委員の変更)
- 第16条 (博士論文の保管)
- 第17条 (その他)

附則

(趣旨)

第1条 この細則は、[光産業創成大学院大学学位規則](#)（平成17年4月1日制定）（以下「規則」という。）[第18条](#)の規定に基づき、学位審査の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において、規則第3条第1項の規定により授与される学位は「課程博士」とし、同条第2項の規定により授与される学位は「論文博士」とする。

(学位審査の申請資格)

第3条 前条に規定する「課程博士」若しくは「論文博士」の学位を申請できる者は次の各号に該当する者とする。

(1) 課程博士の申請資格を有する者は、規則第3条第1項の定めるところにより本学の研究科に所定の修業年限以上在学し、所定の単位数以上を修得し、かつ、事業実践を伴う課題研究に対する指導を受けた者とする。

(2) 論文博士の申請資格を有する者は、次のいずれかに該当する者とする。

イ 本学大学院博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、事業実践を伴う課題研究に対する指導を受けた上退学した者

ロ 大学卒業後7年以上又は修士課程修了後4年以上の技術又は研究の経歴を有する者

ハ 本号イロに掲げる者と同等以上の技術又は研究の経歴を有すると認められた者

(予備審査)

第4条 博士の学位を申請しようとする者は、予備審査申請書（別記様式予備1号）に本条第7項にかかげる書類を添えて申し出を行い予備審査を受け、それに合格しなければならない。

(1) 課程博士の学位申請者は、主任指導教員を通じて学長（研究科長）に申し出るものとする。

(2) 論文博士の学位申請者は、光産業創成研究科の教授、准教授、講師、または助教を通じて学長（研究科長）に申し出るものとする。

2 予備審査は研究科教授会の下に置く予備審査会で行う。

3 予備審査会の申し出は、3月、6月、9月及び12月の所定の時期とする。

4 予備審査会は非公開とし、予備審査員は指導教員を含む教授、准教授、講師、及び助教からなり、その委員長は学長が兼ねる。予備審査会が必要と認めた場合は、他の教員も加えることができる。

5 予備審査の合格基準については、別に定める。

6 審査結果は、指導教員を通じて本人に通知する。

7 予備審査申請者は、博士論文要旨（1000～2000字程度の和文要旨及び500～1000語程度の英文要旨）、博士論文、業績目録、業績コピー各1部及び各書類の電子ファイルを本条第1項の予備審査申請書に添えて主任指導教員を通じて学長（研究科長）に提出するものとする。

（博士論文の申請等）

第5条 博士の学位を受けようとする者（以下「学位申請者」という。）は、次の各号により申請するものとする。

（1）課程博士の学位申請者は、主任指導教員を通じて、博士論文審査出願書（別記様式第1号）を学長に提出するものとする。

（2）第4条に定める予備審査を受け学位申請を許可された論文博士の学位申請者は、光産業創成研究科の助教以上の者を通じて、博士論文審査申請書（別記様式第2号）を学長に提出するものとする。

2 博士論文審査出願書の提出時期は、5月、8月、11月及び2月の所定の時期とする。

（博士論文等の提出）

第6条 学位申請者は、次の各号のいずれかに従って博士論文等を提出するものとする。

（1）課程博士にあつては、博士論文要旨（1000～2000字程度の和文要旨及び500～1000語程度の英文要旨）、博士論文、業績目録、業績コピー、履歴書各5部を所定の期日までに第4条の博士論文審査出願書に添えて主任指導教員に提出するものとする。

（2）論文博士にあつては、博士論文要旨（1000～2000字程度の和文要旨及び500～1000語程度の英文要旨）、博士論文、業績目録、業績コピー、履歴書各5通を第4条の博士論文審査申請書に添えて光産業創成研究科の講師以上の者を通じて学長（研究科長）に提出するものとする。

（審査手数料）

第7条 規則第4条第2項にかかる審査手数料は10万円とする。

（博士論文等の受理及び審査）

第8条 規則第6条の規定により学長が学位申請者から博士論文審査申請書を受理したときは、研究科教授会の下に置く審査委員会により公開審査会及び本審査会による審査を行うものとする。

（審査委員会）

第9条 規則第7条第1項及び第2項の規定により選出等された審査委員は、審査委員会を開催し、予備審査の結果、博士論文の内容、博士の試験又は学力の確認により総合的に審査を行う。

2 審査委員の選出は次のとおりとする。

(1) 審査委員は、学位申請者の親族以外の者のうちから選出するものとする。

(2) 審査委員会には主査（審査委員長）を置き、主査は審査委員会を統括する。

(3) 主査は、学位申請者の主任指導教員以外の審査委員のうちから、研究科教授会が指名する。

（公聴会）

第10条 審査委員会は、提出された博士論文に対し広く意見を聴取するために公聴会を開催するものとする。

2 審査委員は、公聴会に出席するものとする。

3 審査委員長は、公開審査会の開催に当たり、開催日の1週間前に開催の日時を掲示するとともに、博士論文を附属図書館において公開するものとする。

（課程博士の試験）

第11条 規則8条の課程博士の試験は、公開審査会をもってあてることができる。

（論文博士の学力の確認）

第12条 論文博士の学力の確認は、次の各号に掲げる方法によって行う。

（1）博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するための筆記又は口述試験

（2）課程博士修了相当の外国語の能力の有無を判定するため、審査委員会が指定する2種類（ただし、研究科教授会が特別の事情があると認める場合は、1種類）の外国語の能力についての筆記試験

2 前項第1号の学力の確認は、公開審査会をもってあてることができる。

（審査結果の報告等）

第13条 審査委員会は、博士論文の審査及び最終試験又は学力の確認が終了したときは、その結果を文書（別紙様式第3号又は第4号）により研究科教授会に報告する。

2 審査委員は、研究科教授会の要請があったときは、研究科教授会に出席し、意見を述べるものとする。

（学位の英語名称）

第14条 授与する学位の英語名はDoctor of Philosophy（略称PhD）とする。

（審査委員の変更）

第15条 指名された審査委員が、やむをえない事情により審査を行うことができなくなった場合は、審査委員を変更することができる。

2 前項の審査委員の変更は、規則第7条の規定により行うものとする。

（博士論文の保管）

第16条 学位を授与した博士論文は、本学附属図書館に保管する。

（その他）

第17条 この細則が定めるもののほか、博士の学位審査取扱いに関し必要な事項は、研究科教授会の議を経て学長が定める。

附 則

1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

3 この細則は、平成21年6月11日に一部改正し、平成21年4月1日から施行する。

4 平成21年3月31日において学位審査取扱細則第3条第1号に定める学位審査の申請資格を有する者にあつては、改正後の第8条の規定にかかわらず、改正前の規定を適用する。

5 この細則は、平成25年4月1日から施行する。

6 この細則は、平成28年3月10日から施行する。

7 この細則は、令和2年3月13日から施行する。

8 この細則は、令和4年10月13日から施行する。